

幼稚園教諭二種免許状の取得方法 (小学校教諭普通免許状所持者)

1 別表第8とは

別表第8とは、教員としての実務経験がある方が、実務経験を生かして所持する教員免許状と隣接する学校種の教員免許状を取得する方法です。小学校教諭普通免許状をお持ちの方が、幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・ 小学校教諭普通免許状（専修、一種、二種のいずれか）を所持していること
 ・ ・ ・所持する免許状のことを「基礎免許状」と言います。
- ・ 教員としての実務経験・・・詳細は2を御参照ください。
- ・ 必要単位の修得・・・詳細は3を御参照ください。
- ・ 人物の検定の合格
 ・ ・ ・免許状の申請時に御提出いただく「人物に関する証明書」により審査します。
- ・ 身体の検定の合格
 ・ ・ ・免許状の申請時に御提出いただく「身体に関する証明書」により審査します。

2 実務経験年数

(1) 実務に使用することができる職

別表第8により免許状を取得する場合は、「主幹教諭等」としての実務経験が必要です。自身の職が「主幹教諭等」に該当するかは、以下の表をもとに御確認ください。「主幹教諭等」としての勤務であるか不明の場合は、必ず勤務先に確認してください。免許担当では確認できません。

実務に含めることができる職（主幹教諭等）	実務に含めることができない職
主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、講師	校長、園長、副校長、副園長、教頭、助教諭、保育士、介助員 等

(2) 免許状取得に当たって必要となる最低在職年数

基礎免許状取得後の、以下に掲げる小学校等又は幼稚園等における教員経験 ※Q1参照

勤務先	最低在職年数
・ 小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び学校以外の教育施設のうち小学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを含む） ・ 幼稚園（幼保連携型認定こども園、特別支援学校の幼稚部及び学校以外の教育施設のうち幼稚園に相当するものとして文部科学省令で定めるものを含む）	3年

(3) 必要単位数の軽減措置を利用する場合の在職年数

(2)に記載の在職年数3年に加えて、以下の施設における基礎免許状取得後かつ平成28年4月1日以降の教職経験があれば、当該教職経験1年ごとに3単位修得したものとみなす(最低修得単位数の半数を限度とする。)軽減措置を利用可能です。※Q2～Q4参照

勤務先	最低在職年数
・幼稚園(幼保連携型認定こども園及び特別支援学校の幼稚部を含む)	1年

(4) 実務経験に関する注意事項

ア 実務経験年数の計算方法

在職期間の算定は、民法の期間計算の例により、日を単位として計算します。

例1) 4月1日から翌年の3月31日までの任用(雇用)形態…1年

例2) 4月1日から翌年の3月25日までの任用(雇用)形態…11か月と25日

イ 複数の学校で勤務した場合

受検者が2つ以上の学校に勤務した場合は、各々の学校における在職年数を通算するものとします。ただし、兼務、兼職等の事由により同一の期間に複数の学校に勤務した場合は、いずれか一方の学校の在職年数のみが通算対象となります。

ウ 休職等の期間の計算

懲戒処分としての停職の期間(これに類するものを含む。)及び休業、休暇等で職務に従事しない期間で、引き続き90日を超える期間を除算します。

エ 非常勤の職での勤務

非常勤の職の期間は、上記の除算期間を除いた在職年数の2分の1に相当する期間を在職期間として取り扱います。

3 修得単位数

(1) 単位修得機関

単位は、以下のいずれかの機関で修得することができます。

ア 幼稚園教諭免許状取得のための教職課程(認定課程)を有する大学等

イ 別表第8に対応した免許法認定講習・公開講座・通信教育を実施する大学等

※ 開設情報は、文部科学省のホームページで確認することができます。

法定科目名に対応する大学等の開設科目については、必ず大学等に確認してください。

(2) 単位修得の時期

単位は基礎免許状取得後に修得する必要があります。

(3) 実務経験年数ごとの最低修得単位数

最低在職年数	軽減措置分の 在職年数	最低修得単位数	
		保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	計
3年	0年	6	6
	1年	3	3

※ 保育内容の指導法は、「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域全て修得することが望ましい。

4 備考

<学校以外の教育施設での勤務について>

Q1 学校以外の教育施設のうち、小学校又は幼稚園に相当するものとして文部科学省令で定めるものとはどのような施設での勤務を指しますか。

A1 以下の施設での勤務を指します。

- (1) 少年院法(平成26年法律第58号)による少年院において小学校の課程の授業を担当した場合
- (2) 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける、教員に相当する職での勤務
- (3) 外国の教育施設又はこれに準ずるもの((2)に掲げるものを除き、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき派遣された場合に限る。)において小学校又は幼稚園の課程の授業を担当した場合

<在職年数の取扱いについて>

Q2 軽減措置分の実務経験は、小学校等又は幼稚園等における実務経験を3年以上経験した後でなければ、算定することはできないのですか。

A2 小学校教諭普通免許状を取得後であれば、「小学校等又は幼稚園等における実務経験」と軽減措置分の「幼稚園等における実務経験」のどちらが先でもかまいません。

Q3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間、小学校と幼稚園の教員を兼務していました。この場合、小学校の実務経験及び幼稚園の実務経験として、それぞれ算定することはできますか。

A3 小学校の実務経験及び幼稚園の実務経験として、それぞれ算定することはできません。

<在職年数に換算することができる教職経験について>

Q4 軽減措置のための幼稚園における実務経験は、具体的にどういった勤務を指しますか。

A4 以下の教職経験が想定されます。勤務形態については、所属に確認してください。

- (1) 臨時免許状授与による助教諭(※軽減措置分の実務に限る)
- (2) 教育職員免許法第17条の3の規定による特別支援学校(知的)の幼稚部の教員としての勤務
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年8月22日法律第66号)附則第5条に基づく、いわゆる「みなし保育教諭」※ **保育補助等の保育士資格を基に勤務した経験は、教職経験に含まれません。教育職員免許法第2条第1項に定める「教員」のみが対象となります。**